

国際取引法学会〈研究報告〉(121)

米国ハッチ・ワックスマン法との比較から 見えてくる日本のパテントリンケージの課題

(国際知的財産法制部会)
田中康子*

I はじめに

パテントリンケージとは、後発医薬品の承認にあたり、先発医薬品の特許状況を確認するシステムをいう。すなわち薬事当局(厚生労働省・PMDA)における後発医薬品の審査の過程で、申請された後発医薬品と先発医薬品特許との関係を確認し、先発医薬品特許への侵害がないと判断されれば後発医薬品を承認し、侵害があると判断されれば承認されない。医薬品の承認制度と特許制度を連携する、という考え方からパテントリンケージと呼ばれる。

わが国には、パテントリンケージについて定めた法律は存在せず、厚生労働省の課長名で出された通知に基づいて実務が行われている。しかし、当局と当事者との間で非公開の実務が行われることから、学者や実務家により透明性や公平性等に関する課題が指摘されている。

海外に目を向けると、米国をはじめ、カナダ、オーストラリア、シンガポール、メキシコ、ペルー、UAE、ウクライナ、ベトナム、韓国、台湾等がパテントリンケージを導入している¹。導入国のうち、わが国と同様に新薬(先発医薬品)創出企業を多数有する米国は、1984年よりハッチ・ワックスマン法に基づくパテントリンケージ制度を整備・運用している。

そこで本稿では、米国のパテントリンケージと日本のパテントリンケージを比較し、そこから見えてくる日本のパテントリンケージの課題

について検討する。

II 米国ハッチ・ワックスマン法に基づくパテントリンケージについて

1 制度の概要

米国のパテントリンケージは、いわゆるハッチ・ワックスマン法(21 U.S.C. § 505(j): Drug Price Competition and Patent Term Restoration Act.)で規定されている。この法律は、新薬治験により浸食された特許期間の回復、後発医薬品申請の簡略化、後発医薬品の試験への試験研究の例外適用という問題を背景に、共和党のOrrin Hatch上院議員と民主党のHenry Waxman下院議員らにより起案され、先発企業と後発企業のバランスを取ることで、全体として米国の医薬品産業の発展を促進することを立法趣旨として、1984年に制定された²。

このような背景から、ハッチ・ワックスマン法は、パテントリンケージの他、後発医薬品の簡易申請制度(ANDA: Abbreviated New Drug Application)、特許期間延長制度(35 U.S.C. § 156)、試験研究の例外規定(35

— も く じ —

- I はじめに
- II 米国ハッチ・ワックスマン法に基づくパテントリンケージについて
- III 日本のパテントリンケージ制度について
- IV 米国ハッチ・ワックスマン法との比較から見えてくる日本のパテントリンケージの課題
- V おわりに

*たなか やすこ、エスキューブ株式会社代表取締役、エスキューブ国際特許事務所所長、弁理士

U.S.C. § 271(e)(1)：ボーラー条項) について定めている。

2 制度運用の状況³

(1) 先発医薬品の特許リスト：オレンジブック⁴

オレンジブックとは、FDA（米国食品医薬品局）が先発医薬品と後発医薬品の生物学的同等性の判定を行い、その結果を掲載した発刊物をいい、表紙がオレンジ色のためその名が付いた⁵。そしてオレンジブックには、先発医薬品の特許情報が掲載されており、パテントリンケージにおいては、オレンジブックに掲載されている先発医薬品特許と申請された後発医薬品との関係を確認する。

オレンジブックには、有効成分 (drug substance)、製剤・医薬組成物 (drug product)、及び使用方法 (method of use：用途特許に相当) に関する特許の特許番号と特許期間満了日が掲載される。プロセス (合成方法、製剤製造方法)、容器や包装、及び代謝物または中間体のみがクレームされている特許は掲載対象とならず、掲載された場合は「特許権掲載に関する争い」の原因となる (21 U.S.C. § 314.53(f)(1))。

FDA は、NDA (新薬：New Drug Application) 承認後速やかに、申請者により提出された特許情報をオレンジブックに掲載する。また承認後に特許権が付与された場合、NDA 保持者は特許付与日から30日以内に FDA に特許情報を届け出なければならない。特許情報の提出は義務であり、適切に情報提供しない場合は承認が取り消される場合もある。

(2) 申請～承認

ANDA 申請者は、申請にあたり、先発医薬品との同一性の証明、及びオレンジブック掲載の先発特許との関係について、パラグラフ I～IV のいずれかの証明書を提出する。

パラグラフ I：オレンジブックに特許は掲載されていない

パラグラフ II：特許満了または失効している

パラグラフ III：特許満了後に発売予定である

パラグラフ IV：掲載された特許は無効・権利行使不能、または非侵害である

パラグラフ I または II の証明書を伴う申請は、他の要件を満たせば承認され、パラグラフ III の場合は特許満了後に承認される。パラグラフ IV 証明書の場合は、申請者は提出から20日以内に NDA 保持者及び特許権者に通知 (Notice Letter) をする必要がある (21 C.F.R. § 314.95(a), 21 U.S.C. § 355(j)(2)(B))。ここからいわゆる ANDA 訴訟へと進む。ANDA 申請者が承認を求めている適応症をクレームしない使用方法の特許に対しては、「セクション viii ステートメント」を提出 (curve out) することができ、この場合通知は要求されない (21 U.S.C. § 355(j)(2)(A)(iii))。日本でいう「虫食い申請」に相当する。

① Notice Letter

Notice Letter には、特許の有効性・非侵害について申請者の見解を裏付ける事実及び法的な根拠に関する詳細な陳述を含む必要がある。パラグラフ IV 証明書で、特許が無効・権利行使不能であることを主張する場合は、無効であるか権利行使不能であると主張する請求項毎に、その主張を裏付ける証拠の十分かつ詳細な説明が必要である。一方、非侵害を主張する場合は、請求項毎に、非侵害と考える理由を説明する必要がある。パラグラフ IV 証明書が、特許の非侵害を主張するものであり、かつ ANDA 申請者が後に確認訴訟 (以下③) を起こすためには、Notice Letter に申請書類の開示の申出を添付する必要がある。

② ANDA 訴訟 (ハッチ・ワックスマン訴訟)

特許権者は、Notice Letter を受領したのち、45日以内に ANDA 申請者に対して特許権侵害訴訟を提起することができる。これを ANDA 訴訟またはハッチ・ワックスマン訴訟という。訴訟が提起されると承認手続きが30ヶ月間停止される (30-month stay) ため、NDA 保持者及び特許権者 (先発側) は30ヶ月の間後発医薬品が承認されないという利益を確保できる。なお、ANDA 申請者は、訴訟が提起された場合、提

訴日から14日以内にFDAにその旨を書面により通知しなければならない。

訴訟は、特許無効に関するものも含めて、裁判所において裁判官により審理される。訴訟開始後30ヶ月以内に特許無効または非侵害の決定がされた場合、または30ヶ月以内に結審しなかった場合は、30ヶ月後にANDAが承認される。特許権者が訴訟を提起しない場合、FDAはANDAを審査して承認する。最初のANDA承認取得者には180日間の独占期間が付与される。

③ ANDA申請者の確認訴訟

通知後30ヶ月間、特許権者が訴訟を提起しない場合、ANDA申請者は、先発側に対して、オレンジブックに掲載された特許が無効である、またはANDA申請対象の医薬品がオレンジブックに掲載された特許を侵害しないことについて、確認訴訟を提起することができる(21 U.S.C. § 355(j)(5)(C)(i))。特許権者は、ANDA訴訟を提起しない場合(つまりパテントリンケージとは独立に)、オレンジブックに掲載されている特許に基づいて侵害訴訟を提起することができる⁹。そのため確認訴訟は、訴訟提起を危惧するANDA申請者にとって有効である。ただし、確認訴訟が提起されても、ANDA承認手続きは中断されない。

なお、ANDA申請者には、申請書に含まれる秘密情報へのアクセスを提供する書面を提出することが求められており(21 U.S.C. § 355(j)(5)(C)(i)(I)(cc))、当該アクセスの提供は確認訴訟提起の要件となっている。

III 日本のパテントリンケージ制度について

1 制度⁷の概要

上述の通り、パテントリンケージとは一般に、後発医薬品の承認にあたり、先発医薬品の特許状況を確認するシステムをいう。わが国では薬の価格(薬価)も当局により統制されており、厚生労働省による承認の後、医薬品の製造販売を行うためには、薬価基準への収載が必須であ

る。そのためパテントリンケージは、審査と薬価収載前の二つの段階で行われていると解される。

(1) 審査：平成21年6月5日付け通知⁸

厚生労働省の医政局経済課長及び医薬食品局審査管理課長の連名による通知(通称「二課長通知」)であり、医薬品の安定供給を図る観点から、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)における後発医薬品の承認審査の中で、先発医薬品の特許(物質特許・用途特許)への抵触について確認することが示されている。また同通知において、先発医薬品の一部の効能・効果等に特許が存在し、その他の効能・効果等を標ぼうする医薬品の製造が可能である場合は後発医薬品を承認できること(虫食い申請)が含まれている。

同通知は、平成6年10月4日付けの通知⁹を一部変更するものである。パテントリンケージの運用は、この平成6年の通知以降行われていたが、二課長通知により、先発医薬品の物質特許に加えて用途特許も考慮することが明確にされた。

(2) 薬価収載前：平成21年1月15日付け通知¹⁰

この通知には、後発医薬品の薬価基準への収載前に、医薬品の安定供給を図るため、特許係争のおそれがある品目の収載を希望する場合は、当事者間で調整(事前調整)を行い、安定供給が可能と思われる品目についてのみ収載手続きを執ることが示唆されている。

2 制度運用の状況

(1) 先発医薬品の特許リスト：医薬品特許情報報告票

医薬品特許情報報告票とは、先発企業が申請を行う際に薬事当局に提出する先発医薬品に関する非公開の特許リストであり、再審査期間¹¹が終了するまで追記可能である。後発医薬品の審査では、医薬品特許情報報告票に記載された物質・用途特許と、後発医薬品との関係を確認

するが、それ以外の特許（製剤特許、製法特許等）が医薬品特許情報報告票に記載されていてもペナルティはない。

(2) 申請～審査～承認

後発医薬品が申請されると、審査を経て約1年で承認される。二課長通知には、審査において「先発医薬品の特許に抵触していないこと」を確認するとあるが、申請時に添付すべき「承認後速やかに製造または輸入販売できることを示す資料」として特許無効審決書と裁判判決文が挙げられている¹²ことから、侵害性だけでなく先発特許の有効性も確認していることが推測される。

また同通知によれば、先発医薬品特許と後発医薬品の関係は、後発医薬品の承認予定日を基準に判断する。つまり先発医薬品特許が特許無効審判に係属中の場合は、承認予定日に事件が確定していなければ後発医薬品は承認されないことになる。

ここで特許審判事件は、特許庁の審決の後、知財高裁、さらに最高裁へと上訴の道がある。審決や判決で、下級審への差し戻しが命じられる場合を考慮すると、差し戻しと上訴の繰り返しにより、特許庁の最初の審決から確定まで、相当の期間を要する場合もある。そのため、後発医薬品が申請されても、無効審判が確定しないことにより相当期間承認されない可能性がある。

(3) 承認～薬価基準収載（事前調整）

後発医薬品の承認は、現在年2回（2月と8月）に行われる。薬価基準収載も年2回（6月と12月）であり、2月に承認された後発医薬品は、最短で同じ年の6月に、8月に承認された場合は12月に薬価基準収載されうる。

後発医薬品の承認情報は、日薬連のホームページに掲載され、先発企業は後発医薬品の存在を知ることになる。承認の時期が近づくと都度、PMDAから日薬連を通じて、会員企業に対し、特許係争のおそれがあると思われる品目の薬価収載を希望する場合は、事前に当事者間

で調整を行い、指定期日までに調整の結果を厚生労働省に提出するよう通達がある¹³。物質・用途特許については審査段階で確認済のため、ここではそれ以外の特許・製法特許等への抵触について確認することになる。

後発医薬品の存在を知った先発企業は、先発医薬品関連の特許と後発医薬品との関係を懸念する場合、後発企業に連絡を入れて話し合い（事前調整）が始まる。事前調整が行われた場合、両当事者は、話し合いを開始した時点及び事前調整期間終了の時点で、厚生労働省に報告をしなければならない。厚生労働省への報告は義務づけられているが、両者による話合がまとまっている必要はない。よって、事前調整の末薬価が収載されても、特許訴訟に発展する可能性があるし、薬価収載を阻止すべく、収載前に特許侵害訴訟が提起される場合もある。

なお、既に承認された後発医薬品の効能追加承認の場合は、新たに薬価収載はされないため事前調整の機会はない。

3 指摘される課題

日本のパテントリンケージについて、以下のような課題や懸念が指摘されている。

榊田¹⁴は、先発医薬品の特許リストが非公開であること、後発医薬品が承認されるまで先発企業が後発医薬品の申請を知り得ないことを指摘し、その上で、日本のパテントリンケージはジェネリック企業に対して市場参入を促す制度にはなっておらず一定の新薬開発企業に対してその特許保護を厚くしている状況でもない述べている。

石埜¹⁵は、二課長通知以降は無効審判が係属中であれば原則承認を行っていないはずだが、例外的ケースが複数存在すること、そしてそのうちの一つは、後発医薬品の効能追加承認に関するケースであり、薬価収載済のため、承認後事前調整を経ることなく特許に抵触する保険適用が存在することになったと指摘する。

また、篠原¹⁶は、制度上の根本的問題、判断基準時としての承認日と市場参入のタイムラグ、特許情報の収集と公開、及び特許庁の実質的な

関与等に関して幅広く問題が存在することを多数の事例を挙げて論じている。

なお、日本のパテントリンケージが行政指導通知レベルの運用で行われているため透明性や安定性に乏しいことは、梶田¹⁷、石埜ら¹⁸ともに指摘するところである。

IV 米国ハッチ・ワックスマン法との比較から見えてくる日本のパテントリンケージの課題

ハッチ・ワックスマン法に基づく米国のパテントリンケージと日本のパテントリンケージを、(1)根拠法とその趣旨、(2)先発医薬品の特許リスト、(3)後発医薬品申請情報の公開、及び(4)先発特許への抵触または先発特許の有効性判断における専門官庁の関与、の観点から比較しつつ検討する。

(1) 根拠法とその趣旨

米国のパテントリンケージには、ハッチ・ワックスマン法に基づく根拠法が存在するのに対し、日本には厚生労働省の課長通知が存在するのみである。

また、ハッチ・ワックスマン法は、新薬治験により浸食された特許期間の回復、後発医薬品申請の簡略化、後発医薬品の試験への試験研究の例外適用という問題を解決して産業全体の発展を目指す包括的な法律であり、その趣旨は、先発企業と後発企業のバランスを取ることにより、全体として米国の医薬品産業の発展を促進することであるのに対し、厚生労働省通知の趣旨は、医薬品の安定供給を図ることに留まる。

米国では、「先発と後発のバランスを取ることにより米国の医薬品産業の発展を目指す」という大きな視野の下に制度設計されているため、FDAが統括する薬事承認手続きの中に、司法手続きを組み込んだパテントリンケージが確立されているものと考えられる。一方日本では、厚生労働省管轄下の薬事行政手続における「医薬品の安定供給」を図るための制度に過ぎない。そのため、特許侵害訴訟により医薬品の安定供給を担保すべく、薬事当局としての責任を果たすという枠を超えられない。そもそも日本には

根拠法が存在しないため、医薬品の安定供給を目指すものの、制度自体は不安定になっている。

(2) 先発医薬品の特許リスト

米国のオレンジブックは公開されているのに対し、日本の医薬品特許情報報告票は非公開である。また米国には掲載対象特許について規定があり、規定違反に対するペナルティもあるが、日本には規定もペナルティもない。

日本の先発特許リストが公開されないことにより、後発企業の調査負担、どの特許について検討されたのか把握できない不透明性を生み出し、先発・後発間の不公平が生じている。

(3) 後発医薬品申請情報の公開

米国では、ANDA申請者がパラグラフIV証明書により申請を行った場合は自ら先発側に通知を行うため、先発側が後発医薬品申請を知ることになるのに対し、日本では、後発側が独自に申請の事実を公開しない限り、承認前に先発側が申請の存在を知ることにはない。また米国では、先発側は後発医薬品申請に対して訴訟を提起することができ、これにより第三者も申請の事実並びに訴訟の状況や結論を知ることになるが、日本では承認までの過程は公開されない¹⁹。

さらに米国では、申請書類の開示の申出が求められ、先発側が一定条件下で書類をレビューする機会がある。後発医薬品と先発特許との関係を、先発側が確認できるようにするためであるが、日本にはそのような仕組みは存在しない。

日本では、先発企業は後発医薬品の承認によって初めて後発医薬品の存在を知ることになり、懸念される特許がある場合は事前調整の機会が設けられているとはいえ、承認から薬価基準収載までの短期間に後発医薬品と自らの特許との関係を精査して後発企業に対して話し合いを申し出なければならないという負担を強いられる。また後発医薬品の承認が効能追加の場合は、改めて薬価収載されることはないので事前調整の機会がない。審査段階で考慮されない製剤特許・製法特許等について特許侵害がある場合も、事前調整を経ずに、特許侵害訴訟に進む可能性があり、日本のパテントリンケージの趣旨である「医薬品の安定供給」を達成できない

ことになりかねない。

(4) 先発特許への抵触または先発特許の有効性判断における専門官庁の関与

米国では、パラグラフIV証明書による申請から訴訟へ進めば、裁判官により先発特許への抵触や先発特許の有効性が審理されるが、日本では審査段階及び事前調整を通じて、パテントリンケージの一環として裁判所や特許庁が関与する場面はない。

すなわち日本のパテントリンケージには、当事者が対峙して公平に裁かれる機会はなく、後発医薬品と先発特許との関係が専門的に判断される機会もなく、公平性・専門性・透明性において課題がある。この点についても、日本のパテントリンケージは、薬事行政の一環として「医薬品の安定供給」を目指すことに終始していることが原因であると考えられる。

以上(1)~(4)の観点における米国法との比較から、日本のパテントリンケージの課題として、根拠法がないことによる不安定性、先発医薬品特許リストの非公開による不透明性や不公平性、後発医薬品申請情報の非公開による医薬品の安定供給への不安、さらに専門官庁の関与がないことによる公平性・専門性・透明性の欠如が見えてくる。これらの課題は、これまでの学者や実務家による指摘と重複し、いずれも日本のパテントリンケージが「医薬品の安定供給」を目指す薬事行政の一手続に留まることから生じているものと理解できる。言い換えれば、米国との比較によって見えてくる課題を解決するためには、行政庁の課長通知による運用ではなく、国家産業としての製薬産業を擁する日本政府が、制度趣旨を抜本的に見直し、先発と後発とのバランスを考慮するとともに、今後の製薬産業をどうすべきか、という大きな視野から法整備に着手することが必要であるといえる。

V おわりに

本稿では、米国のハッチ・ワックスマン法に基づくパテントリンケージとの比較によって見えてくる、日本のパテントリンケージの課題を抽出して検討した。米国の制度を導入すべきと

か、手本にすべきという目的ではなく、日本と同様に、先発・後発企業が共存する米国の制度と比較した場合に、従来の指摘とは異なる課題があるのか、米国との比較により解決しうるのか、という思いからである。

ところで日本や米国と同様に新薬企業を有する欧州連合（英国含む）やスイスでは、パテントリンケージは禁止されている²⁰。日本のパテントリンケージの課題やあり方について検討を深めるためには、欧州の状況との比較も一考に値するかもしれない。

[注]

- 1 Baker McKenzie, produced in partnership with the International Association of Pharmaceutical Manufacturers (AIPM) 「Global Guide to Patent Linkage 2019」
(<https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/guides/global-guide-to-patent-linkage>) (as of June 20, 2020)
- 2 浅野俊彦「米国の医薬・バイオ関連分野におけるプロパテント政策の動向—ハッチ・ワックスマン法を中心に—」知財研紀要(2006)121~122頁。
- 3 ヨーク M. フォークナー他「ハッチ・ワックスマン関連の最終ルールの概要」AIPPI Vol.62, No. 4 (2017) 366~373頁, (ヨーク M. フォークナー, 中村小裕共著 経済産業調査会「FDAの薬事規制と医薬品特許権侵害訴訟~米国創薬ガイド~」令和1年11月22日発行も参考とした)
- 4 Orange Book (<https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cder/ob/index.cfm>) (as of June 20, 2020)
- 5 公益社団法人日本薬学会 薬学用語解説
(<https://www.pharm.or.jp/dictionary/wiki.cgi?%e3%82%aa%e3%83%ac%e3%83%b3%e3%82%b8%e3%83%96%e3%83%83%e3%82%af>) (as of June 20, 2020)
- 6 オレンジブック非掲載の特許に基づく訴訟提起が可能なのは言うまでもない。
- 7 根拠法が存在しないものを「制度」と記載することに違和感を禁じ得ないが、便宜上そのように記載した。
- 8 平成21年6月5日付け医政経発第0605001号薬食審査発第0605014号「医療用後発医薬品の薬事法上の承認審査及び薬価収載に係る医薬品特許の取扱いについて」
- 9 平成6年10月4日付け薬審第762号「承認審査に係る医薬品特許情報の取扱いについて」;平成21年6月5日付け医政経発第0605001号(一部改

- 正)
- 10 平成21年1月15日付け医政経発第0115001号「後発医薬品の薬価基準への収載等について」
 - 11 再審査期間とは、薬機法第14条の4で定める再審査（新薬承認後一定期間経過後に、承認された効能効果、安全性について、再度確認する制度）に基づく期間であり、新薬では8年である。（https://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshi/tokuho/doc/110228_shiryu5.pdf）（as of June 27, 2020）
 - 12 篠原勝美「日本型パテントリンケージ制度の諸問題（上）」L&T 80（2018）30頁。
 - 13 公正取引委員会 競争政策研究センター「医薬品市場における競争と研究開発インセンティブ—ジェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じて—」報告書 2.3 パテントリンケージについて 16頁 平成27年10月7日。（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/oct/151007.html>）（as of June 20, 2020）
 - 14 榎田祥子「パテントリンケージ：医薬品の安定供給と特許制度に関する一考察—ジェネリック医薬品申請・承認手続きにおける新薬関連特許権の侵害性判断の国際動向—」AIPPI Vol.59 No.11（2014）830～831頁。
 - 15 石埜正穂他「日本のパテントリンケージの運用実態について」パテント Vol.70, No.10（2018）64頁。
 - 16 篠原勝美「日本型パテントリンケージ制度の諸問題（下）」L&T 81（2018）9～15頁。
 - 17 石埜・前掲注（15）。
 - 18 篠原・前掲注（16）。
 - 19 平成30年2月23日薬生薬審発0223第1号「後発医薬品等の承認の予見性向上等に向けた承認申請の取扱い及び総審査期間の考え方について」（2.承認の予見性及び審査プロセスの透明性向上に向けた取組）によると、承認されない場合は申請者に対して、その判断に至った根拠等を文書により連絡するとのこと。
 - 20 医薬品販売承認機関（当局）は、欧州規則、欧州指令に記載された理由以外で、医薬品の承認販売を拒絶、保留、取消すことはできない。欧州規則 No.726/2004第81条、欧州指令2001/83/EC 第126条 IBL

アクセス・ツー英米誤考 ⑬

昨6月下旬トランプに突然解任された前大統領補佐官ボルトンの暴露本“The Room Where It Happened”の出版停止（今7月2日）の取消の訴えで驚いているところ、今度はトランプの兄メアリ氏の暴露本“TOO MUCH AND NEVER ENOUGH How My Family Created the World's Most Dangerous Man”が出版予定（7月9日朝日）とのニュース（トランプの反駁米誤あるかも！）に呆然とするばかり。

1) ボルトンの本のタイトルは米大統領のボス室“Executive Room”のことでスタッフ jargon からボス勝手自由の部屋での真偽揶揄巧速玉石混交公私政法民出来事処理の記録と題するボルトンの意を表した米日誤！

2) 身内のメアリ氏の本のことにについてめいの臨床心理士メアリも「生き方として、いかさまを重ねている」（7・9朝日）と手きびしく、タイトルの副題も「わが家族からどうしてこんな世界一危険な男をつくり出したのか！」それも父親の資産たっぷり引き継いだ（Too much）上権力を利用して富をさらに増やそう（Never enough）としているという米日誤！

3) トランプタワー前の道路に7月9日黒人ジョージ・フロイド氏死去悼んでしまったスローガンのペンキ塗り“BLACK LIVES MATTER”イエロー文字は「黒人の命も大切だ」（メディア報道訳）とあるが、黒人・白人・黄人ともに反発しているとのことだから「黒人の生命問題だ」の英米日誤でどうか！

余談英米日誤考 PANDEMIC 天災疫病2020年央90才脳トレ HAIKU 2句！

・夏越祓疫 DEVIL CHILL OUT 不動尊（COVID 鬼は外の句 Compose）

・手傘俳人 Keene 日本のサマーレイン詠む（ドナルドキーンさんの梅雨／つゆの英米訳考）

余談誤考 ポストコロナ禍の世界の各界はパラグローバル化すると想像するのは、ICC 駆け出しのIBLにのめり込んだ若い頃からの新進気鋭のロイヤー長谷川先生の令和2年の年賀状添え書き「パラスポーツ法務元年」の心の内にわけいとポストコロナ・パラリーガルスタッフ養成（Post Covid-19 Paralegal Staff Training 英米日誤）に心掛けられるものと推察される。（小原三佑嘉）